

(第4分冊)

議案第57号

脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書の提出
について

上記について、別紙のとおり地方自治法第99条の規定により関係機
関に意見書を提出するものとする。

令和7年6月26日提出

日立市議会教育福祉委員会

委員長 照山晃央

（提案説明）

脳脊髄液減少（漏出）症の十分な認識と医療体制の改善を求めるため、
関係機関に対し、意見書を提出するものであります。

（参 考） 意見書提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大
臣、茨城県知事

脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書

脳脊髄液減少（漏出）は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出す、又は脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などを引き起こす病気である。発症の原因としては、交通事故、転倒（しりもち）、整体、腰椎穿刺、スポーツ、遺伝疾患、脱水等が挙げられる。

さらに、原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の児童生徒がいる可能性も考えられるが、この病気は、通常の検査では診断ができず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため、発見が非常に難しいという現状がある。

現在、茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が在籍する病院がないため、患者は、県外の遠方の病院まで数時間かけて通院している。脳脊髄液減少（漏出）症の患者は、起立位や座位によって症状が悪化することから、通院のための長時間の移動は非常に大きな負担となっている。

さらに、脳脊髄液減少（漏出）症は、完治が無く、長期的ケアが必要であり、唯一髄液漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても脳脊髄液の漏れはなかなか塞がらず、複数回治療を行うことが一般的となっている。そのため、県内に保険適用で、かつ長期間にわたって専門医が病態等を正確に観察できる医療機関の設置が必要である。

脳脊髄液減少（漏出）症患者の多くが難治性患者といわれており、早急に難治性患者を救済するためには、脳脊髄液減少（漏出）症の新しい治療方法の研究や難病指定が不可欠である。

よって国及び茨城県においては、上記の状況を踏まえ、脳脊髄液減少（漏出）症を十分に認識し、医療体制を改善するため、下記の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 国は、脳脊髄液減少（漏出）症について、難治性患者の診断基準の確立を急ぐとともに、治療方法の開発研究をし、治療体制を整えること。
- 2 国は、脳脊髄液減少（漏出）症を指定難病へ追加すること。
- 3 茨城県は、県内に脳脊髄液減少（漏出）症専門医のいる拠点となる病院を1か所確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 日

日 立 市 議 会